

**「公的統計の整備に関する基本的な計画」  
の変更に係る答申（骨子案）  
－基本計画部会担当分－**

**平成29年11月21日**

## 第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

- 各府省では、平成26年度を始期とする「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）を踏まえ、
  - ①経済構造統計を軸とした産業関連統計に関する新たな枠組みの構築、
  - ②国民経済計算の2008 SNAへの対応、国際労働機関（ILO）における就業・失業等に関する国際基準への見直し、
  - ③統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドラインの作成、
  - ④統計調査におけるオンライン調査の推進、
  - ⑤公的統計の品質保証に関するガイドラインにプロセス保証を導入した改正、などの取組を進めているものの、統計調査の実施や統計リソースの確保等を含めて、公的統計の作成及び提供を取り巻く環境は一層厳しさを増している現状。
- 一方、公的統計は、「証拠に基づく政策立案」（evidence-based policy making、以下、「EBPM」という）を推進し、行政における政策評価、学術研究、産業創造に積極的な貢献を果たすことが求められているところ。
- こうした中、EBPMの定着、国民のニーズへの対応等を、統計部門を超えた見地から推進するため統計改革推進会議が設置された。本年5月に取りまとめられた「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月、以下、「最終取りまとめ」という）においては、GDP統計を軸とした経済統計の改善、統計等データの利活用促進、統計業務・統計行政体制の見直し等、統計をめぐる幅広い課題について抜本的な改革の方針が示されたことから、これらを具体化し、実現を図ることが喫緊の課題。
- こうした社会・経済情勢の変化や統計ニーズに応え、経済や雇用動向等をより適時・的確に捉える統計を作成・提供するためには、本基本計画における施策展開に当たっての基本的な視点を、より一層重点化、明確化することが必要。また、これらの基本的な視点は、現行基本計画に掲げられた取組全般の横断的な方針としての性格を併せ持つことにも留意が必要。
- このため、本基本計画においては、「統計改革推進会議最終取りまとめ」に示された改革の実現に取り組むとともに、第Ⅱ期基本計画における重要な目標でもある「統計の有用性の確保・向上」の達成を引き続き目指し、統計の体系的整備を図るため、統計委員会における司令塔機能を強化し、

以下の視点に重点をおいた各種施策を、政府一体となって推進。

## 1 E B P Mや統計ニーズへの的確な対応

- 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づく世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成29年 5 月30日閣議決定）においては、E B P Mの推進を含め、官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針を策定。同方針では、E B P M推進体制の構築、中でも、E B P Mの基盤となる統計データ等の利活用が重要とされているところ。
- このような状況の中、社会・経済情勢の変化等に適切に対応した公的統計の作成及び提供に当たり、統計調査の企画等において外部の声を把握・対応することは、公共財としての公的統計という観点からも重要。また、報告者の負担軽減に配慮した改善を図っていくことも必要。
- このため、ユーザーニーズや、報告者の声（提案）の把握を経常的に実施する仕組みを再構築し、集められた提案への対応状況を統計委員会及び総務省でフォローアップ。
- また、E B P Mの推進に当たっては、統計等データの整備・改善が必要であるため、統計棚卸しや評価チーム（仮称。以下同じ。）等による第三者評価、各府省の品質保証活動に加え、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の見直しを推進。

## 2 国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進

- 国民経済計算の精度向上を図るため、5年ごとに経済構造を詳細に把握する基準年と、その中間年における推計において、供給・使用表（S U T）体系への移行を目指し、この移行に向けた検討と準備を関係府省が一体となって推進。
- このS U T体系への移行に向け、ビジネスサーベイの枠組みの下で、サービス産業に係る統計調査の統合、商業統計調査及び工業統計調査の改善等を一体的に実施。
- また、関連する経済統計や企業を対象とする統計調査の在り方の検討、行政記録情報・ビッグデータを含む民間データの活用に関する研究を連携して実施。

### 3 統計相互の整合性や国際比較可能性の確保・向上

- 国際通貨基金（IMF）が設定する特別データ公表基準（SDDSプラス）について、未対応の項目の公表を目指すとともに、国際連合で定められた持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の対応拡大に取り組む。
- ジェンダー統計については、国連統計部の「ジェンダー統計作成マニュアル」、さらに国内では、「第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）」、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）」において、性別データの把握等に努めるとしており、可能な限り性別に配慮したデータを把握して統計の作成・提供を推進。
- 障害者統計については、平成29年度に閣議決定予定の第4次障害者基本計画に統計の充実を図ることが盛り込まれる予定。また、障害者の権利に関する条約（平成26年批准、条約第1号）第31条では、締約国に統計資料等の収集が求めていることから、障害者統計の充実を推進。

### 4 ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進

- 政府統計の総合窓口（e-Stat）の利便性の向上を図るため、e-Statへの登録データの拡大や、ユーザーニーズを踏まえた機能強化を推進。
- また、調査票情報等の二次的利用を推進するため、オンサイト利用拠点や利用可能データの段階的拡充、ワンストップサービスの構築、利用環境等統計のセキュリティレベルに応じた調査票情報等の提供について検討。
- さらに、オーダーメイド集計や匿名データについて、ユーザーニーズを考慮して提供内容を充実。

### 5 統計改善の推進に向けた基盤整備・強化

- 各府省内又は政府全体の統計を取りまとめる事務責任者（統計幹事（仮称。以下同じ。）及び総括統計幹事（仮称）。以下同じ。）が、統計委員会及び各府省間の調整等を実施。取り分け、各府省の統計幹事が、自府省の統計部門の総括責任者として機能。
- また、統計委員会に新たに評価チームを設け、統計の品質の評価を実施するとともに、総務省による統計調査の承認審査についても、事後モニタリングを活用。

- 国民経済計算を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進などの実現に必要な統計リソースを計画的に確保。E B P Mの実践や推進、統計改革の実現に携わる人材層の総合的な構築に必要なリソースを確保するため、平成29年度に策定する人材の確保・育成等に関する方針に基づき、若手研究者等外部人材の活用のための国の統計部門の組織・人事運営上の課題の改善、地方公共団体との人事交流、統計研修の充実・強化等を実施。
- さらに、民間部門の業務改革で活用されているB P R（Business Process Re-engineering）手法も活用し、統計棚卸しを実施。また、本基本計画に盛り込まれる様々な効率化を推進することにより、統計の官民コストを3年間で2割削減することを目指す。

## 第4 基本計画の推進

### 1 施策の効果的かつ効率的な実施

- 基本計画を実効性のあるものとするためには、各府省間の密接な連携や、施策の進捗状況を適時適切に点検し、実現の促進を図るなど、不断の推進を図ることが必要。
- このため、統計幹事を中心に、本基本計画に掲げた施策に応じて推進体制を再構築し、府省一体となった取組を促進。これに伴い公的統計基本計画推進会議は廃止。
- また、統計委員会は基本計画を推進する観点から、以下のような新たな取組を推進。
  - ・ 毎年定期的に、ユーザーニーズ、報告者の声（提案）への対応状況をフォローアップ。
  - ・ 各府省の政策立案過程総括審議官（仮称）やE B P M推進委員会からの検討要請に基づき調査審議し、各府省やE B P M推進委員会に対し結果をフィードバック。
  - ・ 統計専門家、ユーザー、報告者、業務コンサルタント等から構成される統計棚卸しチームを設置。統計棚卸しチームは、当該年度の棚卸し計画（棚卸し対象となる統計等）を決定し、計画に沿って統計棚卸しを実施。
  - ・ 通常の諮問審議や統計棚卸しの取組とは別に、統計の品質面や統計作成技術面をチェックし、統計作成方法等を改善する評価チームを設置。評価チームにおいて、事前に行う諮問審議や限られた時間で行う統計棚卸しでは対応困難な先端的・技術的課題の解決に向け、統計に関連する他分野の有識者の知見も積極的に取り入れながら検討を行い、統計の改善を着実に推進。
  - ・ 統計の官民コストの削減計画の策定・実施に際しては、統計ニーズに反した調査の廃止や、調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように注視。
  - ・ シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測などの研究課題について、その研究成果を踏まえ、実用化に向けた方法を検討。また、国際動向等の情報収集や研究を実施。
  - ・ 行政記録情報や地方公共団体・民間が保有する各種データの統計的利活用について、技術的観点・中立的観点から支援。
  - ・ 平成29年度内にE B P M推進委員会が定める予定の統計等データの提供等の判断のためのガイドラインに関し、E B P M推進委員会の求め

に応じて意見を述べること等を通じて、統計等データの利活用を一層推進。

- ・委員等の構成については、バランスのとれた審議を確保するため、専門知識を有する者や作成者・報告者・ユーザーの声を代表する者が確保されるよう措置。

## 2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進

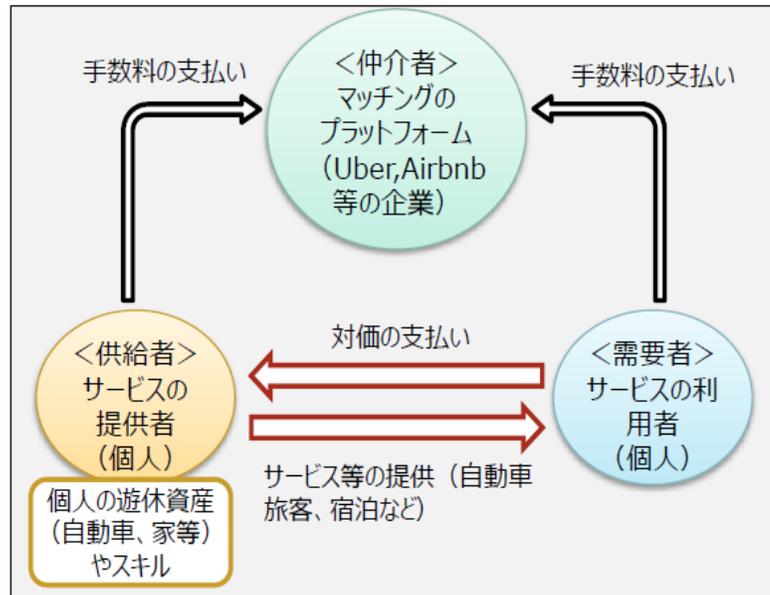
- 公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であり、社会の情報基盤としてあらゆる分野に関係するため、政府における各種法定計画等においても、EBPMの推進や国際比較可能性の向上の観点から、それぞれの分野における統計の整備が必要に応じて掲げられており、統計に関する課題の解決に向けて連携した取組を行う必要。
- また、統計委員会の機能強化や調査票情報の二次的利用の拡大等、統計関連法制の見直しも検討されている状況。
- このため、本基本計画の推進に当たっては、統計関連法制の見直しの動きも踏まえ、各種法定計画等における統計の整備及び当該分野における各種施策との整合性に留意するなど、政策の信頼性及び客観性の確保に資するよう取組を推進。

# (シェアリング・エコノミーなど新たな経済活動の捕捉)

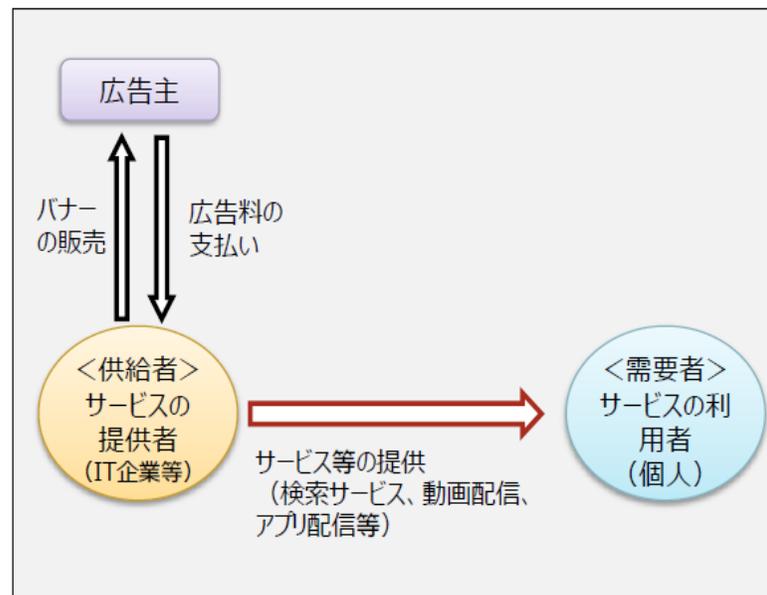
シェアリングエコノミー: 個人の遊休資産等を活用し、需要者とマッチングすることでサービスの利用を拡大。

ネット上の無償サービス: 広告収入を主な収益源として、検索サービスや動画配信等のサービスを提供。

図：シェアリングエコノミーのイメージ図



図：ネット上の無償サービスのイメージ図



## <統計情報の把握における課題点>

- ◆ 主に個人間のサービス取引となる場合、取引自体の把握が困難
- ◆ 金銭授受のないサービスの取引の場合、取引額の把握が困難

- **民泊を中心とするシェアリング・エコノミーは急速に拡大しつつある。経済に与えるインパクトも増大。**
- **もっとも、既存の統計調査では、サービスの提供者(家計部門)を捕捉することが難しく、その取引額の把握が困難。**
- **提供者と利用者とのマッチングを行うプラットフォームからデータを入手する(統計調査を行う)ことが有力な打開策となる可能性。**